	ウラジオストク	11.4%	アメリカ合衆国ドル	4,138	3,660	3,183	2,865	2,546
	サンクトペテルブルク	11.1%	アメリカ合衆国ドル	4,247	3,757	3,267	2,940	2,614
	ハバロフスク	17.9%	アメリカ合衆国ドル	2,629	2,325	2,022	1,820	1,618
	ユジノサハリンスク	21.4%	アメリカ合衆国ドル	2,196	1,942	1,689	1,520	1,351
中東	ドバイ	8.4%	アラブ首長国連邦ディルハム	20,353	18,004	15,656	14,090	12,525
	ジッダ	8.2%	サウジアラビア・リヤール	21,516	19,034	16,551	14,896	13,241
	イスタンブール	12.5%	アメリカ合衆国ドル	3,775	3,340	2,904	2,614	2,323

三　政府代表部

地域	所在地	控除率	限度額					
			単位	号別				
				公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	13.5%	アメリカ合衆国ドル	4,282	3,479	3,077	2,676	2,408	2,408
北米	ニューヨーク （国際連合）	7.5%	アメリカ合衆国ドル	7,730	6,280	5,556	4,831	4,348	3,865
	モントリオール （国際民間航空機関）	17.4%	カナダ・ドル	4,109	3,338	2,953	2,568	2,311	2,054
欧州	ウィーン （在ウィーン国際機関）	17.4%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	8.4%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	（軍縮会議）	8.4%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ （経済協力開発機構）	12.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	（国際連合教育科学文化機関）	12.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル （欧州連合）	15.5%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　在トンガ、在ミクロネシア、在アゼルバイジャン、在アルメニア、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在リトアニア、在バーレーン、在セネガル、在アルキナファソ及び在マリの各日本国大使館並びに在コルカタ、在ホーチミン、在クリチバ、在マナウス、在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であつて、平成二十八年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄